

評価委員について

1 評価委員の役割

評価委員は、平成 20 年 10 月 1 日に予定されている株式会社日本政策金融公庫の設立に際して、株式会社日本政策金融公庫が現行 4 政策金融機関から承継する資産及び負債（以下「承継財産」という。）を評価し、その価額を決定することを役割とする。

（株式会社日本政策金融公庫法附則第 19 条第 1 項）

2 評価委員による評価の趣旨

株式会社日本政策金融公庫の承継財産の評価を適正かつ公正に行うため。

3 承継財産の評価の基準

評価委員が承継財産の評価をしようとするときは、承継の日（平成 20 年 10 月 1 日）現在における承継財産の時価を基準とする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないとき認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。

（株式会社日本政策金融公庫法附則第 19 条第 2 項）

4 評価委員の構成

・財務省の職員	2 人
・厚生労働省の職員	1 人
・農林水産省の職員	1 人
・経済産業省の職員	1 人
・株式会社日本政策金融公庫の役員等（公庫成立までは設立委員）	1 人
・学識経験のある者	4 人
合計	10 人

（株式会社日本政策金融公庫法施行令附則第 2 条第 1 項）

5 評価の方法

承継財産の評価は、評価委員の過半数の一致による。

（株式会社日本政策金融公庫法施行令附則第 2 条第 2 項）